

内閣総理大臣 岸田文雄様
外務大臣 林芳正様

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

核不拡散条約(NPT)再検討会議第1回準備委員会に向けた要請および質問

昨年2月来のロシアによるウクライナへの侵略戦争は、核兵器の使用が切迫した脅威であることを世界に示しています。この戦争を背景に昨年行われた第10回核不拡散条約(NPT)再検討会議が最終文書の合意に失敗したことから、7月31日よりウィーンで始まる第11回再検討会議に向けた第1回準備委員会での議論に、私たちは注目しています。

今年5月のG7広島サミットの開催は、核兵器問題への世界的関心を高めることに寄与しました。しかし、G7首脳は「核軍縮に関する広島ビジョン」において、ロシアによる核の威嚇を非難しつつも、自らの核兵器については「防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、ならびに戦争及び威圧を防止」するものと宣言しました。いわば核抑止を正当化する政治宣言が被爆地広島で出されたことについて、私たちは強く抗議します。

核抑止とは、核兵器の使用を前提とする政策です。そのような政策は「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払」う(前文)とするNPTの目的と両立しません。

NPTは核軍縮・不拡散体制の礎石であり、とりわけその第6条の誠実な履行は核兵器のない世界の達成と維持に不可欠であることを、核兵器国をはじめとする全てのNPT締約国はたびたび再確認してきたところです。

また、第6条はすべての締約国の義務であって、日本を含めた非核兵器国にも履行義務があることを忘れてはなりません。被爆国である日本こそ第6条の履行に向け率先して行動することが求められています。

来るNPT再検討会議準備委員会に臨む日本政府の考え方について、以下の通り要請および質問をいたします。

1. NPT第6条の核軍縮義務に関するこれまでのコミットメントについて

【要請】来たる準備委員会では、第6条に関する既存のコミットメントを再確認するだけでなく、その具体的な履行計画とその実行を核兵器国に求めてください。

【質問】NPT締約国はこれまで、核兵器の廃絶を達成する「核兵器国による明確な約束」(2000年最終文書)を含む、第6条履行のための合意(1995年、2000年、2010年)を積み重ねてきました。日本が昨年国連総会に出して採択された核兵器廃絶決議(A/RES/77/76)は、核軍縮に関する「既存のコミットメントの有効性を再確認」していますが、前年の決議(A/RES/76/54)の本文第1節にあった「第6条の規定を含む全ての面における条約の完全で着実な履行」の要求は、前文で言及するにとどまっています。それはなぜでしょうか。また、日本自身としては、NPT第6条履行のための「既存のコミットメント」を今後どのように履行していく考えでしょうか。

2. 核兵器の非人道性について

【要請】「核兵器のあらゆる使用がもたらす壊滅的な人道上の結末への深い懸念」の表明と、「常に国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する」必要性を再確認した2010年の最終文書に

ついて、日本政府としてその重要性を改めて表明してください。

【質問】核兵器の非人道性は、被爆国たる日本が核兵器の廃絶をめざす根拠であり、その認識を世界的に共有することは、核兵器のない世界の達成と維持の基盤となります。2010年のNPT再検討会議の最終文書では、核兵器の非人道性への「深い懸念」と並んで、国際人道法を「常に遵守する」ことの重要性が強調されました。日本政府は、「防衛目的」での核兵器の使用を是認する政策をとっていると思われませんが、そのような日本の政策は、国際人道法を「常に遵守する」とことと両立しますか。すなわち、国際人道法に合致する核兵器の使用はありえますか。日本政府の考えとその理由を説明してください。

3. 核兵器の先行不使用政策について

【要請】核兵器の先制不使用政策(先行不使用政策とも呼ばれる)の採用を、一方的であるなしにかかわらず、すべての核兵器国に奨励してください。

【質問】日本政府は、米国が一方的に行う先制不使用宣言では「日本の安全保障に万全を期すことができない」と言っています。それは、日本は米国による核の先制使用を求めていることだと理解してよろしいですか。政府はまた「すべての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義ではない」と述べていますが、「すべての核兵器国による検証可能な形」とは具体的にどのような要件を考えているのですか。日本は、2019年NPT準備委員会での共同作業文書(WP.31)で、核兵器の運用状態とリスクの低減について、「一方的、二国間、地域的にかかわらず、具体的かつ意味のある措置」をとるよう求めています。先制不使用についても、一方的であるなしにかかわらず支持すべきではないですか。

4. 核兵器の材料を生み出す再処理計画について

【要請】使用済み核燃料の再処理計画を凍結することで、プルトニウム量の増加を抑制し、さらに削減することの重要性を国際社会に示してください。

【質問】45トンを超す日本のプルトニウム保有に対しては、国際的な懸念が繰り返し表明されています。原子力委員会が2018年にプルトニウム利用の「基本的な考え方」を策定して以降も、その保有量に顕著な変化は見られません。日本政府としての信頼醸成の取り組みについて説明してください。北東アジアでは、日本が民生用の六ヶ所再処理工場を建設中であり、中国は軍民両用の再処理施設を建設中かつ商業規模の再処理施設建設も検討中、さらに韓国は乾式再処理の研究開発を進めています。日本政府は、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始を訴えています。現状の北東アジアにおける核分裂性物質製造技術の拡散状況をどう見ていますか。信頼醸成措置が必要ではありませんか。

5. 核兵器禁止条約について

【要請】被爆国日本として、核兵器の人道上的影響に対する深い懸念から成立した核兵器禁止条約の意義に触れる見解を、NPT準備委員会において表明してください。

【質問】核兵器禁止条約は、2010年のNPT再検討会議で合意された核兵器の非人道性への深い懸念に基づき、第6条に定める核軍縮の「効果的措置」として成立したものです。岸田首相は、同条約は「核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約」とであると繰り返し述べています。昨年のNPT再検討会議の最終文書案は、核兵器禁止条約の採択と発効

について言及しています。核兵器禁止条約の締約国は、同条約と NPT の相互補完性について強調しています。これらのことから、日本が NPT 準備委員会で核兵器禁止条約の意義について表明することは、NPT を重視する日本の基本政策となんら矛盾せず、むしろ諸国間の分断を橋渡しするものとして歓迎されると思われませんが、いかがですか。

私たちは、以上の項目に沿って日本政府の行動に注目し、来たる NPT 再検討会議準備委員会における議論に対する評価を公表していきます。政府が、準備委員会でこれらの事項をはじめ核軍縮・不拡散に積極的に取り組むことを期待します。あわせて、本年末にニューヨークで開催される核兵器禁止条約の第2回締約国会議について、日本として同条約に加わることをめざしつつオブザーバー参加し、被爆国としての役割を果たすことを求めます。